

別表1 (委託内容 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第8条関係)

工事名	〇〇区〇〇町1丁目生活道路整備工事																																												
排出場所	札幌市〇〇区南〇条西〇丁目1-2-3他																																												
契約期間	令和6年4月1日 から 令和6年8月31日 まで																																												
積替え又は保管の有無	有	無	※有 の場合は下の欄を記入																																										
施設の名称・所在地			施設における安定型廃棄物と他の廃棄物との混合																																										
許可(搬入)品目			保管上限量		m ³																																								
廃棄物の種類、数量、適正処理に必要な情報、単価、処分方法																																													
廃棄物の種類	契約単価	予定数量 単位	適正処理に必要な 情報 (性状及び荷姿など)	処分 方法	最終処分 別表2参照																																								
	処分																																												
廃プラスチック類	円/kg	300 kg	フレコン4袋	選別	7,26,18,28																																								
廃プラスチック類 塩ビ系	円/kg	kg		選別	7,26,24																																								
混合廃棄物	円/kg	kg		選別	7,26,13, 16,18,28																																								
廃油	円/l	54 l	一斗缶3本	焼却 油水分離	7,26,4																																								
水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管)	円/kg	kg		破碎	8																																								
建設汚泥 (舗装切断泥水)	円/t	2.0 t		脱水	13,14																																								
廃アルカリ (不凍液・クーラント)	円/l	l		焼却	7,26																																								
金属くず	円/kg	kg																																											
ガラスウール		2.0 m ³																																											
契約期間中の 合計予定金額(消費税別)	円	合計予定数量	kg	l	m ³ t																																								
注意事項 ① 廃油、廃アルカリ(不凍液・クーラント)は容器の容量にて精算 ② 蛍光管は割れた物は原則収集不可 ③ 舗装切断泥水は運搬費5t未満は30,000円/回。処分費0.2t未満は5,000円/回。 ④ 金属くずは中間処理後、有価物として売却します。 ⑤ 塩ビ管は中間処理後、有価物として売却する場合があります。 ⑥ トランス・安定器はPCB不含証明書が必要です。事前にFAXなどで証明書を送ってください。 ⑦ 搬入量が多い場合は、事前に連絡が必要です。																																													
印紙税法に基づき、収集運搬には1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、予定合計金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。(2024年4月現在) 1号文書(収集運搬用) <table border="1"> <tr> <td>1万円未満</td> <td>非課税</td> <td>1千万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>200円</td> <td>5千万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>50万円以下</td> <td>400円</td> <td>1億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>1千円</td> <td>5億円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 2号文書(処分用) <table border="1"> <tr> <td>1万円未満</td> <td>非課税</td> <td>1千万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>200円</td> <td>5千万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>50万円以下</td> <td>400円</td> <td>1億円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>1千円</td> <td>5億円以下</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 契約金額の記載のないもの200円						1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円	10万円以下	200円	5千万円以下	2万円	50万円以下	400円	1億円以下	6万円	100万円以下	1千円	5億円以下	10万円	500万円以下	2千円			1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円	10万円以下	200円	5千万円以下	2万円	50万円以下	400円	1億円以下	6万円	100万円以下	1千円	5億円以下	10万円	500万円以下	2千円		
1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円																																										
10万円以下	200円	5千万円以下	2万円																																										
50万円以下	400円	1億円以下	6万円																																										
100万円以下	1千円	5億円以下	10万円																																										
500万円以下	2千円																																												
1万円未満	非課税	1千万円以下	1万円																																										
10万円以下	200円	5千万円以下	2万円																																										
50万円以下	400円	1億円以下	6万円																																										
100万円以下	1千円	5億円以下	10万円																																										
500万円以下	2千円																																												

工事名、排出場所、契約期間を記入する。

該当する廃棄物の種類に予定数量、荷姿などを記入する。または、空欄に廃棄物を記入する。

処分施設の内容			
処分方法	処理能力		乙の事業範囲
脱水(無機汚泥)	134	m ³ /日	汚泥
脱水(有機汚泥・廃酸)	9	m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)
乾燥	80	m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)
油水分離	408	m ³ /日	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ
中和	300	m ³ /日	廃酸、廃アルカリ
破碎(廃蛍光灯)	1.904	t/日	廃蛍光管に限る。
選別	5	t/日	廃乾電池、廃棄物全般ただし医療廃棄物を除く。廃タイヤ、廃OA機器及び廃家電(家電リサイクル法対象4品目は除く。)等に限る。
破碎(廃石膏ボード)	80	t/日	廃石膏ボードに限る。
焼成(廃石膏ボード)	36	t/日	廃石膏ボードで破碎したものに限り。
焼却	38.4	t/日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず(工物の新築改築の除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、動物のふん尿、動物の死体
破碎	61.6	t/日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
選別	83.4	t/日	混合廃棄物(廃OA機器又はこれに類するものを除く。)に限る。汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず(工物の新築改築の除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、がれき類

担当者の連絡先を記入する。

別表2 (最終処分の内容 第7条関係) 別紙を添付する。

別表3 (廃棄物情報の伝達 第3条関係)

廃棄物情報等に変更があった場合の伝達方法			
甲	担当者所属・氏名	〇〇部	□□ 次郎
	電話	011-XXXX-□□13	
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX 011-XXXX-□□12 <input type="checkbox"/> 郵送 〒000-0000 札幌市〇〇区北〇条東〇丁目1-2-3	
乙	担当者所属・氏名		
	電話	011-221-8881	
	文書の伝達方法及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX 011-221-6501 <input type="checkbox"/> 郵送 〒060-0031 札幌市中央区北1条東15丁目140番地	

処分契約で収集運搬会社が複数の場合の一覧

会社名	排出場所の許可番号	処分場所の許可番号